

副安全運転管理者に関する届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

茨城県公安委員会 殿

道路交通法第74条の3第5項の規定により次のとおり届出をします。

届出事項 ① 選任 2. 変更 (アイウエオ) 3. 解任	ア届出者 (使用者)		住所 水戸市三の丸〇〇〇-〇 〒 ×××-××××									
	氏名 (法人にあっては 代表者の氏名)		株式会社 こひばり 茨城 太郎 電話〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇									
イ使用の本拠 地	位置	水戸市笠原町〇〇〇-〇										
	名称	株式会社 こひばり 水戸支店								業種コード		〇〇
ウ選任年月日	年 月 日											
エ副安全運転 管理者氏名	(ふりがな) つちうら じろう 土浦 次郎					生年 月 日	〇〇年〇月〇日生 (〇〇歳)					
オ職務上の 地位	係長					勤務態様	日勤 隔日 その他 ()					
資格要件	1 運転管理の経験1年以上 2 運転の経験期間が3年以上 3 公安委員会の認定					運転免許番号					運転免許なし	
						〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					〇〇〇〇〇〇	
副安全運転 管理者の略歴	勤務期間				勤務所名				職名			
	H18・4・1～H25・3・31				土浦支店				係員			
	H25・4・1～ . . .				水戸支店				係長			
使用車両 台数	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	自動二輪	計
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 型	中 型	準 中 型	普 通				
運転者数	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大型特殊	自動二輪	小型特殊	計
	二 種	一 種	二 種	一 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	大 型	普 通	
前副安全 運転管理者	氏名	日立 花子							解任 年月日	〇〇年 〇月 〇日		
	解任 事由	1 死亡 2 退職 ③ 転任 4 解任命令 5 台数減(現有数 台) 6 その他 () (移転先:)										
副安全運転管理 者証の交付希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない											
備考												

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

※ 整理番号

書類への押印は不要です。

【届出事項】

該当する届出の番号を○で囲ってください。

- 副安全運転管理者を選任（転任等で副安全運転管理者を変更する場合を含む）した場合・・・1
- 台数減等で副安全運転管理者を解任した場合・・・3

【選任の場合】

〈ア 届出者〉… 自動車の使用者です。

届出者が法人の場合

・住所 … 法人の住所 ・氏名 … 名称及び代表者の氏名

届出者が事業所の長の場合

・住所 … 事業所の住所 ・氏名 … 役職及び事業所の長の氏名

〈イ 使用の本拠〉… 自動車を使用する事業所です。

- ・位置 … 事業所の住所 ・名称 … 事業所の名称（たとえば〇〇会社△△営業所）
- ・業種コード … 別記コード表の該当する数字

〈ウ 選任年月日〉… 副安全運転管理者になった日です。

〈エ 副安全運転管理者氏名〉… 住民票と同様に記載してください。

〈オ 職務上の地位〉… 「部長・課長・係長・主任」等の会社での地位です。

〈資格要件〉… 該当する番号を○で囲んでください。

運転管理の経験とは、運転者の指導・監督業務をいいます。

運転の経験とは、自動車の運転経験です。

公安委員会の認定とは、運転管理の経験がなく、資格認定申請書を提出した場合です。

〈副安全運転管理者の略歴〉… 会社での勤務経歴です。

〈使用車両台数〉… 事業所（使用の本拠）の使用車両台数です。

記入は車種ごとに、自動二輪車は1台を0.5台として記入してください。

〈運転者数〉… 業務で運転する従業員数です。

複数の免許を持っている従業員は、上位の免許のみに計上してください。

〈前副安全運転管理者〉… 前任者です。

〈副安全運転管理者証の交付希望〉… 交付希望の有無に応じチェックをお願いします。

【解任の場合】

「ア」「イ」「前副安全運転管理者」欄を記載

※記載要領

「ア」「イ」… 上記と同じ

※ 署名、ゴム印の使用等に関わらず書類への押印は不要です。

※ 道路交通法に定める安全運転管理者等講習の通知書は使用の本拠に郵送いたします。
（その他の場所に郵送を希望する事業所はお申し出ください。）

別記

業種コード一覧表

コード	業種	内容
01	官公署	
02	公社公団等	公団、公庫、官公立学校
03	農業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。
04	林業	育林、木炭製造業、木材伐出、狩猟業を含む。
05	漁業	水産養殖業を含む。
06	鉱業	砂、砂利、玉石採取業を含む。
07	建設業	さく井工事業、設備事業を含む。
08	製造業	各種製造全般
09	卸売・小売業	百貨店を含む。
10	不動産業	不動産賃貸業を含む。
11	金融保険業	銀行、信託業、証券業を含む。
12	運輸業	鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
13	電気、ガス業	工事関係を含む。
14	通信業	放送業を含む。
15	サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、金融保険業、各種学校、経済文化・政治・労働・社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業を含む。
16	その他	上記以外の業種